

# 国家と集合行為の歴史社会学をめざして

## 1920-30年代における小作争議と「国家化」

中澤 秀雄

Skocpol や Tilly によって発達させられてきた歴史社会学の方法を参考にしながら、1920-30年代における国家と農村利益集団との関係を検討し、そのことを通じて戦前日本における「国家化」のあり方について新しい仮説を提示することが、本論文の目的である。既存の研究は「国家化」を資本主義化の従属変数とのみ捉えており、それが小作争議の質量の変動に伴って自らの普遍性と自律性を強め、独立変数として社会に作用する側面を軽視しているように思われる。1920年代から30年代にかけての小作争議に対し、農村諸集団および国家がどのように対応したかを検討することをつうじて、次のような可能性が浮かび上がってくる。すなわち日本における国家化が集合行為のあり方に規定されており、この点からみれば小作争議はまさに最初の「ナショナルな社会運動」であった、ということである。

### 1 はじめに

社会学における集合行為研究は、つねに同時代研究として行われてきた。その一つの理由は、60年代後半まで社会学の正統な領域と認知されていなかったこの分野において、研究者たちがまずは同時代に噴出した諸運動に関わり、そのリアリティを記述し、理論を整備することに精力を注いでいたからである。しかし、運動の一つのサイクルが収束したように見える今日、いったんは運動のリアリティから距離を置き、集合行為を歴史として振り返ることも必要なのではないだろうか。日本における集合行為の形態変化、集合行為をとりまく状況の変化を整理しておくこと、場合によっては他の地域との比較の作業に踏み込むことにより、こんご出てくるであろう新しい種類の社会変動の展開を把握

し、その意義を理解することがはじめて可能になる。

このような観点から、私は1920-30年代に注目したい。この時期に日本各地で小作争議が高揚し、2つの「抗議サイクル」<sup>(1)</sup>を形成してマクロな政治社会状況に大きな影響を与えたからに他ならない。大正デモクラシー状況（三谷[1967]）が展開するなかで、小作争議は全国政治において重要な問題となり、国家側はこれらの抗議に対する何らかの対応を迫られた。もちろん、それまでも明治期の地租改正一揆や自由民権運動など、国政を大きく揺るがす集合行為は存在した。しかし、小作争議の場合には、運動の担い手の広がりや地域的広がりから見ても、組織化の程度という点から見ても、かつてなく国家と社会との関係を変動させる効果もあった。その意味で、この運動は日本における最初の「ナショナルな社会運動」であり、近代日

本における社会運動の原型を提供するものであると私は考えている。

しかし、これまでの研究は歴史学や農業経済学の分野に偏り、社会学の分野から小作争議を扱ったものはほとんどない<sup>(2)</sup>。80年代後半から90年代にかけて「歴史社会学の復権」(筒井編 [1990])が言われたが、この流れは集合行為論の分野にまでは及ばなかったのである。じっさい、これまで出てきた歴史社会学の諸業績はいわゆる社会史に近く、民衆文化や社会心理などの素材を扱ったものが多いようである。そのこと自体を否定するわけではないが、比較しうる事象の確定と操作化、因果的仮説の提示と検証といった、マクロな比較のための方法論は整備されないままである。つまり日本においては、機能主義的な立場にもとづく、いわば「一般理論適用型」(Skocpol [1984=1995]:chap.11)の社会変動論が下火になった後に、それによってかわるだけの方法的立場が存在しないのである。本稿は、あらたな方法的立場を模索するために、欧米における歴史社会学に適宜言及する。とりわけ「国家と集合行為」は1960年代以来、歴史社会学のテーマであり続けてきた<sup>(3)</sup>。そこで2節ではまず、欧米における歴史社会学、とりわけP. Birnbaumに由来する「国家化」概念を検討しながら、議論の枠組みを準備する。ついで3節において日本の国家化過程を性格づけ、それをもとに4節で小作争議の研究史をふりかえり、私の仮説を提示したい。5節では方法論の部分について検討し、今後このテーマをどのように展開してゆくか示したい。

## 2 集合行為と「国家化」

集合行為と国家、というテーマは日本の社会科学にとっても決して目新しいものではない。

しかし、その捉え方はしばしば画一的であり、一方的に統制を加えてくる存在としてのみ国家を登場させる嫌いがあった。「戦前の農民運動は、激しい輝かしいたたかひをやってきたが大きく見れば負けたといえる」(栗原[1954(1981)]:42)と栗原百寿が語る時、そこに敵手として一義的な・固定的な国家独占資本主義が想定されている。国家は圧倒的な資源をもちいて、ひたすら運動を弾圧し、妨害する存在である。たしかに80年代以降の研究者たちはこのような捉え方への反省にたち、「協同主義」論といわれる流れ(大門[1994])と、「協調体制」論といわれる流れ(庄司[1991])とを発達させてきた。しかしそれでもなお、国家が動員できる資源がどのように変遷しているのか、国家はどのような属性を持ったときにその庇護的・抑圧的力をもっともよく発揮するのか、といったことは必ずしも明らかになっていない。すなわち、どちらの立場も「国家と農村」というテーマに取り組みながら、「統合」や「ヘゲモニー」といった用語で農村を把握しようとするため、国家自体のあり方は操作化することができなくなっている。一般的に言って、国家が運動にとって与件であると同様、国家にとっても集合行為は避けられない歴史的与件であるということを、これらの論者は軽視しているのではないか。集合行為の方もまったく逆に、社会的攪乱状況を生み出すことによって、大なり小なり国家社会構造のあり方を変容させずにはおかないのである。それがもっとも極端な形として現れると国家社会構造の転覆、すなわち革命となる。こうして国家は、小規模な反乱から大規模な革命まで、さまざまな種類の集合行為に対応して、社会に対する自らの資源と地位を変容させる。

この点について、西欧の歴史社会学の成果を

借りながらももう少し詳しく検討しよう。そもそも集合行為が国家政治のあり方に大きな影響を与えることをはじめて明らかにしたのはムーアの『独裁と民主政治の社会的起源』(Moore [1966=1986])であった。この中でムーアはヨーロッパからアジアに至る6か国について検討しながら、どのような農民と地主との関係が、したがってどのような集合行為のあり方が、ある社会を独裁へと、また別の社会を民主政治へ導くのかを検討している。「我々は資本主義的民主主義をもたらしたブルジョア革命、ファシズムをもたらした失敗したブルジョワ革命、共産主義をもたらした農民革命、その各々における上位階級と農民との役割を理解しようとするのだ」([ibid.] I:15)。

この「集合行為の歴史社会学」というテーマを、社会学のテーマの一つと認知させるに大きな力があつたのがC.ティリーである。彼は初期にはより質的な集合行為研究から出発した。とりわけフランス革命時のヴァンデ反乱にかんする歴史研究の中で、中央の革命に呼応した地域と反革命の地域との違いを、結果として浮き彫りにしたことは重要である(Tilly [1964])。すなわち、古い組織が危機に対応できなかった地域において、むしろ国家機構の介入が進むのである。彼はのちに、国家形成を「国家性」システムと「動員」システムとの相互浸透のシステムとして捉える構想を示している(Tilly [1975])。ここでの「国家性」<sup>(4)</sup>とは、政府がある対象に全国的に働きかける力、民間の資源を自由に処分できる力のことである。そして、「国家性」の増大とは単に中央集権化と近代国民国家の形成に伴う現象ではなく、まさに「動員システム」、つまり集合行為のあり方に規定される現象である。

このように国家が、集合行為のあり方に規定

されながら、社会に対する自らの資源と地位を確立する過程を示す用語として、「国家化(Etatisation)」という概念を導入しよう。この概念はティリーらの業績を受けて、フランスの政治社会学者ビルンボームがもちいたものである。彼もまた「国家化」を近代化に伴う単線的現象とは見なしていない。それどころか、彼はヨーロッパ社会内部でも、国家化が十分に進展しなかった国家があると考えた。西欧における国家は、封建的組織が陥った歴史的危機の解決策として登場したために(Badie et Birnbaum [1979=1990]:109)、危機が弱かった地域では十分な国家化が進展しなかった。つまり、国家社会的資源をどの程度統制できるかは、それが形成される歴史的軌道にかなりの程度規定され、国ごとに多様なのである。ビルンボームの歴史社会学については既に多くの紹介がある(梶田 [1987];中野 [1992];北川 [1993];国廣 [1990])ので、彼の基本的な考え方についての説明はそちらに譲りたい。

むしろ我々が目指すのは、彼の抽象的な概念を日本の分析のために操作化して利用することである。そこで注目したいのは、「国家化」概念が分化・制度化・普遍化・自律化という4つの下位概念を持っていることである。かれはフランスを中心とした特定の国家群が特有の歴史的条件下に、これらの諸特徴を異なった程度に発達させることによって、それぞれ特有の「国家化」過程を進行させた(あるいは進行させなかった)、と考えているように見える(とりわけBadie et Birnbaum [1979=1991]の第三部をみよ)。

16世紀から17世紀にかけて、国家という統治機構が他の社会領域から分化(differentiation)<sup>(5)</sup>してくるのは、ヨーロッパにおいてかなり普遍的に見られた現象である。ここまでは、ビルン

ボームの見解はパーソンズやスメルサーといった機能主義的な社会学者とさほど違うわけではない。しかし、この「分化」によって生まれた官僚制が、市民社会からは独立した「独自の機能と手段によって、独自の行動計画を作成する」(Badie et Birnbaum [1979=1990]:54) ような「自律化」を進展させられるかどうかは、国によって異なる。アメリカやイギリスでは、むしろ市民社会の勢力がつよく、国家には自律性が与えられていない。ドイツではこのような自律性が相対的に弱く、上級公務員と市民社会とが明確に区別されていない。公務員と政治家との相互浸透が見られ、ドイツの公務員の50%近くは以前に他の職業についていた ([ibid.]: 190)。それに対してフランスでは市民社会から独立し、政教分離をなしとげ、行政法体系を発達させて自己を守り、国務を遂行できるようになったのである ([ibid.]:172f.)。

しかし、フランスにおいてもドイツにおいても、国家の「制度化」(institutionalisation) はかなり進展している。制度化とは、国家の諸機構と諸制度が整備されることであり、それは何らかの組織モデルと、成員の行動を組織化する規則原理とを備えているかどうかによって測定できる。フランスの場合であれば、第二帝政やドゴール体制の時期が国家の強力な制度化の時期である。これらの時期に、国家の中央集権化が進展し、「官僚制的役割システム」の特殊性が強まった。すなわち国家のなかで果たす役割が公務員の行動を規定する傾向が強まったという ([ibid.]:183)。したがって「制度化」は「自律化」と密接に関係する現象であるが、こちらは国家が独自の非人格的システムを発達させる局面に着目している。

一方、ビルンボームの「普遍化」概念については、『国家の歴史社会学』以外の著作を参照

したほうが理解しやすい。たとえばフランス革命に引き続いて起きた国民総動員の過程において、フランス国民は抽象的な個として国家と直接に対峙し、なおかつ公民 (civic) として平等に、国家の示す理念(「自由・平等・博愛」)に忠誠を誓った (Birnbaum [1988]:chap.2)。このことは、国家の側から言えば、自らを普遍的で、他のいかなる団体からも異議を申し立てられない存在として確立することを意味する。こうして、国家の「普遍化」(universation) とは一元的政治・行政機構の対抗勢力となる全ての自主独立勢力を、その法的・イデオロギー的正統性の上で無効化することである ([1979=1991]:60)。その代わりに、このような中央-周辺関係は、国民意識の形成によって正当化されることになる。フランスの場合とくに、フランス 1791 年憲法やル・シャプリエ法によって結社を厳しく禁じて、国家と併存するような、自主独立主義的な諸団体 (エスニック・グループ、地方団体、身分集団...) を徹底的に排除した。したがって、フランスは「普遍性」の点でも国家の理念型となるべきものであろう。

こうして「国家化」概念は諸国家の比較のために利用できる概念であり、われわれはこの概念をこれから日本に適用する<sup>(6)</sup>。日本は一般に後発国型の国家主導社会であると見なされているが (猪口 [1983] など)、このような共通了解がぎゃくに、国家建設過程ないし国家化過程にかんする検討を通りいっぺんのものにしてきたように思われる。自律性や制度性がどの時期に、どのような要因に規定されながら発達してきたのか、より操作的・明示的に記述することが必要であろう。そこで我々は、1920-30 年代の農村と国家との関係に着目し、日本的国家の特質が、どのような経緯で完成されてきたのか

を検討したい。

### 3 農村社会状況と国家の対応： 日本的「国家化」の進行過程

一般に、国家建設の程度は資源の蓄積、政策遂行能力の増大、軍事機構をはじめとする統制機構の整備という3つの要素から測定する( Lee [1988]:chap.3)。日本の場合には農村から資源を調達することで本源的資本蓄積を成し遂げたとされており、また明治当初の経済政策は農業政策という色彩を強く持っていた(宮崎[1980])。軍事機構の整備についてはともかく、農商務省を通じた農業政策の展開と、農村における自立的な諸団体との関係をみてゆくことによって、我々は日本の「国家化」過程の概観を得ることができるだろう。その際、ビルンボームがしばしば示す曖昧さをできるだけ克服し、操作化された基準を準備するように努力したい。

まず「自律性」とは市民社会のいかなる勢力からも独立した計画遂行能力をもつということであった。そこで本稿では公務員集団の閉鎖性に着目しよう。ここでは農商務省内の主要官僚の出自と昇進経路に注目することができる。筆者は別稿において農務省の主要官僚のキャリア・パスをまとめたが(中澤[1995]:91)、高等文官試験を経て農商務省に入る駒場農学校出身者が排他的な集団を形成し、かつ省内でのキャリア・パスが確立して他のセクターとの人材移動がなくなる1900年前後を一つの画期と見ることができる。それ以前には、農会創設者である前田正名(明治23年に次官)のように、農会活動に没入するあまりに官僚制そのものと対立するに至った人物も存在した。それに対して、明治末期から大正期にかけて、農政課長→農務局長として農政を主導しつづけた石黒忠篤(大

正13年から昭和4年まで次官)は、「石黒農政」ともいわれる農政の黄金時代を築き、人生のほとんどをこの省で過ごしたといえる。

第二に、国家の「制度化」については、中央集権的な国家制度が準備されること、そしてこれらの制度がどの集団にも影響されない独自の役割体系に基づいて活動することが重要である。農商務省がもつ制度的装置としては、農事試験場、巡回教師、小作官があげられる。前2者のような農事改良のための制度化が明治初期から進展し、農業政策の中で役割を果たしていったようすは『日本農業発達史』などに詳しい。しかし、これらの制度は国家の意図を貫徹させるための中央集権的装置というよりは、各地の実情にあわせた農事改良機関としての意味あいのほうが強かった。その意味では、農村内コンフリクトに対応するための「小作官」の設置、および農務省独自の役割体系を浸透させる下部機関としての産業組合の普及のほうが重要である。

小作官の設置は、第一次大戦後に活発化し1920年代に一つのピークを迎えた20年代小作争議に対応して行われたものであった。もともと明治民法は、地主小作関係に適用されることはほとんどなく、地主の「徳義」に期待することを前提にしていた。この意味で農村には「特異な法外的な」秩序が存在していた(川口[1990]:14)。このように、農村部に強固に存在していた法的自律性を、国家介入によってより近代的な地主小作関係にすることは、石黒が農政課長であった時代からの農商務省開明派の懸案であった([ibid.]:386)。1920年代の争議においては、文書契約の増加、それを担保するための地主小作による協調組合の形成などの動きがあったが、かれらはこのような動きをバネにしながらかつ小作法の立案を数回にわたって試みてい

る。しかし、結局は地主イデオログや農林官僚主流の抵抗によって、小作法を制定することはできなかった。小作関係調停法を1927年に施行し、この法律に基づいて小作紛争を調停するための小作官を各地に設置することで精一杯だったのである。つまり、国家が市民社会に介入し、独自の役割体系を成立させる能力は、まだまだ低かった。

また資金融通組織としての産業組合じたいは1900年に法制化されたが、それが活発な動きを示し始めるのは1920年代以降である（伊藤他[1988]:110）。なぜ産業組合を国家の制度的装置と見ることができるか、後述する農会との対比で二つの理由を挙げておきたい。①条文が簡単で国家と団体との関係が制度化されない農会に対し、国家と公法人との関係を組織化する手続が「産業組合法」という形で詳細に制度化される<sup>(7)</sup>。農商務省内の組織を見ても、産業組合課の設置をはじめ、後者のほうが国家の役割体系が確立されている度合いが高い。②農会組織は農村の自律性を前提にし、部落レベル（鈴木榮太郎のいう「第一社会地区」）にまで浸透できなかった。それに対し産業組合法は1932年に第7次改正が行われ、この法案によって7人以上の農業者があれば農家小組合を形成し、産業組合に加入できることになった。この改正が画期的であるのは、それまで国民を町村レベルでしか把握していなかった国家が、連帯の基礎単位<sup>(8)</sup>によって国民を把握しようとする意図を明確に示したものだからである。

三番目に普遍性について議論しよう。自主独立勢力を、その法的・イデオロギー的正統性の上で無効化することができたか否かは、諸団体と国家との法的関係において端的に表現されるので測定しやすい。そして、このような観点からみると、日本における農村は法外的秩序を長

いあいだ維持してきた。

地主小作関係にかんして法外的秩序が維持されてきたことはすでに触れた。この点をよりはっきりさせるために、一般に地主中心の組織とみられる農会をとりあげてみよう。農会は町村を中心に1880年代から自発的の団体として形成されていたが、ようやく1900年の農会法で国家との関係を定める（『帝国農会史稿』などを参照）。この法律は簡素なもので、農会の自律性を大幅に認めていた。さらに、1890年代から農会側が要求してきた会費の強制徴収権が1923年の新農会法によって認められた。これにより農会の経済的基盤と法的正当性はかえって強まったのである。その一つの根拠として、この時期以降、農会の会長職から官吏の兼職が激減していることを挙げておこう（中澤[1995]:99）。

なぜ国家建設から50年以上経過した1920年代に、むしろ国家の普遍性を弱めるようなことが可能だったのか。それは小作争議への対応に関係しているように思われる。この時期（20年代前半）の小作争議は、近畿型諸県<sup>(9)</sup>を中心に小作人の人格・権利の承認を要求するものであり、国家に調停を要求するまでもなかった。調停に入ったのはムラの有力者たちであり、小作人側と地主側とが「協調組合」を形成する事例が多かった。ここに近畿圏を中心に、いわゆる「協調体制」が形成されることになる（伊藤他[1988]:chap.3）。

ところが、1920年代後半から1930年代初期における昭和恐慌下の争議はこれと異なり、きわめて深刻な帰結をもたらした。この時期の争議の中心である東北型諸県は個別の地主・小作関係が維持されており、争議も耕作権をめぐる、生活をかけての闘いであったために激烈をきわめた。庄司俊作によれば、全般的に、近畿に比

べ東北の方が、調停による解決の割合、しかも警察や小作調停といった国家介入に依存した解決の割合が高い(庄司[1991]:418)。こうして20年代に設置された小作官が、国家的普遍性を浸透させる上で一定の役割を果たすことになった。小作官の介入が増えるということは、旧来の農村固有の法外秩序の崩壊ということを意味するからである。

さらに、国家の「普遍化」にとって決定的に重要なのは、フランスの例からも分かるとおり、国民をその下に統合するような理念が成立するという点である。この点からも「農山漁村経済更正運動」などの国民運動により、農本主義的イデオロギーが普及しはじめたことは重要である。経済更正運動とは、昭和恐慌の危機にさいして、先述の第7次産業組合法改正によって産業組合の下部組織にくみこんだ農家小組合を利用しながら、農村の経済的組織化を上から強力におしすすめるものであった(伊藤他[1988]:154)。イデオロギー的には、これらの運動は左翼的農民運動に対抗し、「産業組合主義」や「農本主義」を掲げて、半強制的同質化の傾向を進めていった。こうして国家の浸透を拒んでいた農村の地主的秩序は崩壊してゆく。近年の農村史研究は、昭和恐慌期に国家の意図が農会や産業組合などの組織を媒介して農村に下降してゆく過程について、多くの実証研究を積み重ねている(庄司[1991]の7-10章が代表的)。産業組合主義を掲げた産青連(産業組合青年連合)や右翼的農民運動が1935年以降に政治的色彩を濃厚にし、政党政治への不信感を強め、ファシズム的統合を促進する役割をになってゆく(石田[1979])。その前提条件を作り出したのがこの時期だからである。

こうしてみると、明治期日本の特徴は、自律

性のみがかなり早期に成立し、制度性・普遍性は1920-30年代まで発展しなかったことにある。後発国たる日本の歴史的制約条件として、「国家化」の属性がすべて早期に成立させることはできなかった。とりわけ農村にたいしては、旧来の地主的秩序を維持することが必要だったのである。それにも関わらず最終的に制度性・普遍性をも備えた国家化を進めることが可能であったのは、なぜだろうか。すでに明らかのように、二つの種類の小作争議が社会的攪乱状況と危機の感覚を生みだし、それをつうじて国家介入を要請したからである。20年代の近畿型諸県を中心とする小作争議は、農務省開明派が地主勢力との駆け引きの中で小作調停法を制定し、小作官を設置する契機となった。さらに30年代の東北型諸県を中心とする争議は、その危機的状況のなかで産業組合を国家の制度的装置に組み込む一方、イデオロギー的同質化によって国家の普遍性を強めさせる触媒となった。「国家化は、国家が直面した危機の大きさの関数である」とビルンボームは述べていたのであった(Smelser[1994]:61)。

#### 4 小作争議の発生と政治的要因

前節では、20年代初期の争議がマクロな政治状況に影響を与え、国家的制度性の強まりをもたらした。さらに昭和恐慌期の争議が国家的普遍性の浸透をもたらしたという仮説を、既存の農村史研究によって裏付けるかたちで提示した。このように、20年代初期の争議と昭和恐慌期の争議とを区別し、その質が異なっていると考えすることは、別段突飛という訳ではない。もともと「20年代の争議」と「昭和恐慌時の争議」とが異なる論理を持っているということは、農村史研究のなかではほとんど常識である。

しかし、いままでの議論はいわば「状況証拠」による立証であって、小作争議という社会運動が直接間接に政治システムに対して与えた影響を、十分に議論できているわけではない。そこで本節では既存の研究を批判的に検討しながら、「国家と集合行為の歴史社会学」を完成させるためには、どのような実証的課題が存在するのか、試論的に述べてみたい。

20年代争議の発生メカニズムについては、農業経済学の分野で「比較労賃意識論」による説明が行われてきた。第一次大戦後、農村部においても商品経済化が進行する中で、小作農民に自らの労働賃金に堪える意識が芽生える。「費用価格」を確保しようとする小作農民と、高額現物小作料の収奪を実現しようとする地主とのあいだの矛盾は、漸次つよめられざるをえない関係がすすみつつあった」（暉峻 [1970]: 171）。そしてこれが第一次大戦後の米価低落を契機に小作争議の発生をうながした、ということになる。このような比較労賃意識論は、争議の際に使用された計算書などの素材に裏付けられながら、最近ではさらに精緻化されている。しかし、これは全国的な小作争議の発生を説明するというよりは、大阪・兵庫を中心とした初発の運動（アーリー・ライザー）の発生を説明する論理である。運動間の影響関係は、これだけではよく分からない。われわれは、こうして発生した争議がそれぞれの部落内に、さらには部落を越えた近隣地域にどのような影響を及ぼし、それがどのように問題化していったかを知りたいのである。

そもそも小作争議の発生を説明するさいに、労働争議の影響という要因が指摘されることがあった。しかし、「比較労賃意識」論にはこの要素はほとんど取り込まれていない。しかし、

個人の合理的な利害計算とは別に、ある時代の社会的攪乱状況が否応なく影響を与える側面というものは存在する。そして小作争議は、このような社会攪乱状況に影響されて、コミュニティ内が「政治化」してゆく状況と関連しながら発生すると考えて良いのではないだろうか（中澤 [1995]: chap.2）。なお、ここで「政治化」というのは、争議研究のなかで用いられるような、「政党化」という意味での「政治化」とはやや異なる。ある問題の所在やその解決目標が広くコミュニティにゆきわたり、そのことを通じてある 이슈が制度的・合法的政治と結びつけられる現象のことをいう。

既存の農村史研究のなかでは、私のいう「政治化」に近い用語として国家による「統合」ということが言われてきた。すなわち庄司俊作らの「協調体制論」の立場は、地主と小作との間を調停する非人格的機構たる「協調組合」の形成に注目し、この機構が従来の個別的・温情的地主小作関係を「編成替え」して部落の統合機能を持ったとする（庄司 [1991]）。いっぽうで大門正克らの「共同主義」論の方は、産業組合・農会による統合を重視している（大門 [1994]）。しかし、ここでは国家が社会の自発性を摘み取る側面が相対的に強調されるだけでなく、コミュニティ内の問題が全国政治と結びついた時点がいつなのか、操作的に明らかにすることができない。個別の実証では高い水準を保っている研究が、全国的な争議の動向についてはうまく記述できていないのである。

以上のように見てくると、われわれは次の3つの変数を結びつけるようなモデルを必要としていることが分かる。①「国家化」の水準、②コミュニティ内の「政治化」の水準。ここには、他の運動や争議からの影響が大きく関係してく

る。③小作争議の発生状況。既に3節で見たように、「国家化」は、小作争議がどの程度危機的状况を生み出したか、その関数として測定することができる。また、小作争議の発生状況は、コミュニティ内の「政治化」の水準と大きく関係しているのではないか、という仮説を本節で提示した。すなわち、説明変数としての「政治化」が、媒介変数としての「小作争議の発生状況」に規定されながら、被説明変数としての「国家化」を説明する、というモデルを想定することができる。

すでに「政治化」と「国家化」という二つの概念については説明したが、今後実証につなげてゆくためには、この二つの概念をさらに操作化してゆく必要がある。まず「政治化」については、当座のところコミュニティ内における政治的組織化や、政治的専門職の出現によって測定するしかない。農村史研究は、個別の部落に関しては争議指導者・代議員などの階層的基盤を明らかにしてきた。また政治的組織化というさいには、農民組合への加入者数などが指標となってくる。そしてこれらの指標と小作争議の発生件数との連関については、すでにいくつかの先行研究がある（たとえば庄司 [1991]:266）。しかしながら、こうした小作争議の発生状況が最終的にどのように「国家化」に結びついているのだろうか。すると、小作争議が生み出した社会攪乱状況を指標化し、政府当局者がどのように対応したかを後づけて行く作業が必要となってくる。

このような作業が完成したときはじめて、小作争議という集合行為が国家のあり方を大きく変え、日本的「国家性」の基本的性格を形作っていったことが結論づけられる。このとき同時に、小作争議が日本における最初の「ナショナルな社会運動」であったと結論づけられよう。

ティリーは近代的な社会運動を①組織化され②持続化され③意識化された当局への挑戦であると定義している（Tilly [1984]:208）が、これだけであれば自由民権運動でもあてはまる。しかし、自由民権運動は地主層を中心とした運動という限定性をもっていただけのみならず、運動組織そのものも政党に発展的解消されていったり、消滅に向かったりした。それに対して小作争議はまさに「人々が、自らの地域における党派、問題、不公正、影響力、彼ら自身の望みといったことがらを、国家的決定や国家的権力分配に結びつけて考えるようになった」（Tilly [1964]）契機をなし、日本農民組合をはじめとする運動組織を形成し、そのことによって国家と持続的な相互行為を形成した。私が「ナショナル」というのは、まさにこのような意味においてであり、この時点から日本における「国家と運動」という認識枠組みが意味を持つてくると予想できる。

## 5 農民動員を再検討する：小括と展望

最後に、バリントン・ムーアの『独裁と民主政治の社会的起源』から、次の文章を引用しておきたい。「近代化の過程は失敗した農民革命とともに始まり、成功した農民革命によって20世紀に頂点に達する。農民が「歴史の客体」、すなわち歴史変動には無関係であり、変動の原動力には全くならない種類の社会的存在である、という意見を本気で信じることはもはや不可能である」（Moore [1966=1986:177]）。それにもかかわらず、彼においては農民革命の影響力は日本においては小さかったとされている。Mooreばかりでなく、Skocpol [1979]やOberschall [1973]もまた日本を、国家形成期における農民動員がなかった諸国家に分類している。

いままで検討してきた仮説を踏まえると、このような見解は疑わしくなってくる。新しい集団による新しい権利・利益の追求（＝小作争議）が、マクロな政治的状況に影響を与えた。一連の争議に対応する形で国家の制度性と普遍性は確立され、国家コーポラティズム的な社会編成を準備することになった。このように日本の「国家化」を完成させたのは小作争議という最初の「ナショナルな社会運動」であった。逆にいえば、明治からこの時期まで、日本の国家化過程は完結していなかったのであって、日本国家の特質がようやく完成し、現代社会への「転形」〔筒井 1993〕がもたらされたのは 1920-30 年代の争議を経験した後であったと、少なくとも農村に着目している限りは主張できる。すなわち、農村と農民動員が近代国家形成にとって大きな意味を持つことは、日本においても変わらない、ということである。日本における「国家建設」を問題にしてきたのは近代化論であったが、そこに存在したのは「遅れた農村、進んだ都市」という図式である。農村は国家の進める近代化に対し当初は「地租」という形で資本を提供したが、工業化の進展に伴ってお荷物となり、伝統の拠点となって近代化を妨げるようになる。1930 年代の農本主義とそれに基づく国家コーポラティズム化の進行は、この意味で一種の「政治的退行」(Huntington) ないし「近代化の挫折」(Eisenstadt) と位置づけられかねないのである。しかし、1920 年代から 1930 年代までの小作争議が国家性に重大な変更をもたらしたということは、国家建設における農民動員の役割にあらためて注意を促すものである。

最近の歴史社会学が近代化論と異なるのは、方法論的な検討が進み、近代化論を歴史社会学の一つの特殊ケースとして扱えるようになった

点であろう。ある社会がいかなる因果連鎖によって特定の歴史的帰結を生み出したのか、ある歴史的現象はどのような社会的背景のもとに生じたのか、このように問いを立てるスコチポルらの「分析型」歴史社会学は、近代化論やマルクスの窮乏化仮説、ガーの相対的剥奪論のような「一般理論適用型」歴史社会学とは異なった方法論を準備しようとしている（河野 [1992]）。筆者のめざすところもまた、このような「分析型」歴史社会学であり、「国家化」という変数との関連で小作争議の発生状況、とりわけ運動が全体として形成する「抗議サイクル」に注目しようというものである。もちろん、いままでの農村史研究には多くの優れた実証研究が存在しており、本稿はそれらには遠く及ばない。したがって、こんごは小作争議の全国的な展開を中心にした数量分析を積み重ね、本稿で提示した仮説を実証してゆくと同時に、社会運動論の立場からより精緻な枠組みを提示できればと考えている。

#### 註

- (1) 「抗議サイクル」とは、S.Tarrow をはじめとする社会運動研究者が用いている概念で、全国的に見られる社会運動の盛衰のことをいう。
- (2) なお、小作争議でなく一揆を扱ったものであれば、Nomiya and Kanomata [1991]がある。
- (3) とりわけ、「農民運動と国家」というテーマにかんしては、Skocpol [1995]の第7章が概括的要約になっている。
- (4) ここでいう「国家性」(stateness) という概念はもともと 1960 年代、政治学者 Nettl が「国家性」(stateness) を変数として取り扱うべきことを主張した論文にはじまる (Nettl [1968])。
- (5) 以後、ビルンボームからの引用で原語が併記しである場合には、原則としてフランス語の引用で

ある。

(6) 発生論の時点で「国家は西欧の特定の時点において生じた危機の解決策に過ぎず、他の文化的・歴史的背景には移植できない」と彼自身が考えているために、ビルンボームは4つの属性を西欧以外の国家にあてはめようとする努力はほとんどしていない (Badie et Birnbaum [1979=1991]:66)。しかし、これは彼がアフリカを中心にして第三世界を考えているためであり、日本をはじめ国家モデルがうまく定着した地域において、国家化過程がどのように進化したのかを検討することは有益であろう。

(7) 農会法の条文はわずか7であるのに対し、産業組合法の方は100近くになる。また、藤原正治

『農会法積義』(帝国農会)を見ても、農会と官僚制との関係について明瞭な記述を発見することはできない。

(8) 農家小組合は、近隣地域のせいぜい数戸の単位で形成される共同組織として各地に形成されていたが、鈴木榮太郎は、農家小組合が昭和期においてももっとも農村の旧慣に即した集団であることを強調している (鈴木[1968]:356)。

(9) 小作争議の地域区分についても、農村史研究のなかでは長い歴史があるが、ここでは大門正克 (伊藤他 [1988]:chap.3) らの用いているオーソドックスな用語法に準じて「近畿型諸県」「東北型諸県」という言い方をする。

#### 【引用文献】

Badie, B. et Birnbaum, P., 1979 *Sociologie de L'État*, Paris: Grasset.=1990 小山勉訳『国家の歴史社会学』日本経済評論社

Birnbaum, P., 1988 *States and Collective Action: The European Experience*, Cambridge U.P.

猪口孝 1983 『現代日本政治経済の構図』 東洋経済新報社

伊藤正直・大門正克・鈴木正幸 1988 『戦間期の日本農村』世界思想社

石田雄 1979 「ファシズム期日本における「国民運動」の組織とイデオロギー」東大社研 (編)『ファシズム期の国家と社会6 運動と抵抗』東京大学出版会

梶田孝道 1987 「国家と社会変動——P.ビルンボームの『国家の社会学』——」栗原彬・庄司興吉編『社会運動と文化形成』東京大学出版会

川口由彦 1990 『近代日本の土地法観念：1920年代小作立法における土地支配権と法』東京大学出版会

北川忠明 1993 「トクヴィル派政治社会学の現代的展開」『山形大学紀要 (社会科学)』24 卷1号

國廣敏文 1990 「『国家社会学』の射程——「比較国家論」への諸前提——」『名古屋大学法政論集』131号

栗原百寿 1954(1981) 「戦前の農民運動」『栗原百寿著作集 第6巻』校倉書房

河野仁 1992 「アメリカ歴史社会学の現状と課題：比較歴史社会学への反省とその超克」『思想』1992年2月号

Lee, S.H., 1988 *State-Building in the Contemporary Third World*, Seoul:Kyungnam University Press.

三谷太一郎 1967 『日本政党政治の形成』東京大学出版会

宮崎隆次 1980 「大正デモクラシー期の農村と政党——農村諸利益の噴出と政党の対応——」『国家学会雑誌』93 卷7・8号

Moore, B., Jr., 1966 *Social Origins of Dictatorship and Democracy: Lord and Peasant in the Making of the Modern World*.=1986 宮崎隆次・森山茂徳・高橋直樹訳『独裁と民主政治の社会的起源』岩波書店

- 中野裕二 1992 「P・ビルンボームの「国家」概念」『政治研究（九州大学政治研究室）』39号
- 中澤秀雄 1995 「戦前日本における農村諸集団の政治化と国家性」東京大学社会学研究室提出修士論文
- Nettl, J.P., 1968 "The State as a Conceptual Variable" *World Politics*, Vol.20, No.4.
- 日本農業発達史調査会 1978 『日本農業発達史』（改訂版）中央公論社
- 農林大臣官房総務課編 1957-76 『農林行政史』農林協会
- Nomiya, D. and Kanomata, N., 1991 "Three Perspectives on Popular Rebellions in Premodern Japan: A Theoretical Reconsideration", 『立命館大学産業社会論集』27(1).
- Obershall, A., 1973 *Social Conflict and Social Movements*. Prentice-Hall.
- 大門正克 1994 『近代日本と農村社会：農民世界の変容と国家』日本経済評論社
- Skocpol, T., 1979 *States and Social Revolutions*. Harvard U.P.
- Skocpol, T. (ed.), 1984, *Vision and Method in Historical Sociology*. Cambridge. =1995 小田中直樹訳『歴史社会学の構想と戦略』木鐸社
- Skocpol, T., 1995 *Social Revolutions in the Modern World*. Cambridge U.P.
- Smelser, N. (ed.), 1994 *Sociology*. Blackwell/UNESCO.
- 庄司俊作 1991 『近代日本農村社会の展開』ミネルヴァ書房
- 鈴木榮太郎 1968 『日本農村社会学原理 上』（鈴木榮太郎著作集Ⅰ）未来社
- 帝国農会史稿編纂会 1972 『帝国農会史稿 記述編』農民教育協会
- 暉峻衆三 1970 『日本農業問題の展開 上』東京大学出版会
- Tilly, C., 1964 *The Vendee*. Cambridge University Press.
- Tilly, C. (ed.), 1975 *The Formation of National States in Western Europe*. Princeton U.P.
- Tilly, C., 1984 "Social Movements and National Politics", in Bright, C. and Harding, S., *Statemaking and Social Movements*. Ann Arbor: The University of Michigan Press.
- 筒井清忠編 1990 『「近代日本」の歴史社会学』木鐸社
- 筒井正夫 1993 「農村の変貌と名望家」『シリーズ日本現代史2 資本主義と「自由主義」』岩波書店

(なかざわ ひでお)